

世田谷区労働報酬専門部会（第1回）次第

令和8年6月30日（火）10時30分～11時30分

場所：世田谷区役所東棟東406会議室

○ 開会

1. 令和9年度の労働報酬下限額について

2. その他

○ 閉会

配付資料

- ・ 次第
- ・【資料1】「2026（令和8）年度労働報酬下限額に関する意見書」
- ・【資料2】労働報酬下限額の引上げについて
- ・【資料3】他自治体における労働報酬下限額の状況
- ・【資料4－1】令和8年度会計年度任用職員報酬額一覧
- ・【資料4－2】令和7年度契約件数

令和7年11月27日

世田谷区長

保坂 展人 様

世田谷区公契約適正化委員会

会長 中川 義英

令和8年度労働報酬下限額について、世田谷区公契約条例第7条による労働報酬専門部会で審議した部会の意見を別添「2026（令和8）年度労働報酬下限額に関する意見書」のとおり提出いたします。

2025 年 11 月 27 日

世田谷区長
保坂 展人 殿

世田谷区公契約適正化委員会
労働報酬専門部会
部会長 永山 利和

2026(令和 8)年度労働報酬下限額に関する意見書

世田谷区公契約条例による公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会はそれぞれ 2 回委員会及び部会を開催した。2026(令和 8)年度の労働報酬下限額設定に当たっては、従来通り下記の基本事項に関する共通認識を再確認し、多角的に論議して 2026(令和 8)年度世田谷区公契約条例適用案件における労働報酬下限額について合意したので、以下に報告する。

<世田谷区公契約条例における労働報酬下限額設定における基本事項に関する共通認識>

世田谷区公契約条例における労働報酬下限額設定につき、公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会は労働報酬下限額設定に際し、以下の基本事項を共通認識とする。

すなわち、①最低賃金制度における全国及び東京都の目安額とそれらの動向、②人事院勧告及び特別区人事委員会勧告における公務員行政職[Ⅰ]の高卒初任給与額の上昇(額)率、③人事院および総務省に係る会計年度任用職員処遇の動向、④毎年度春闘による賃上げ(額)率、特に最高率水準、⑤建設工事及び建築物維持管理等に係る公共工事設計労務単価及び建築保全労務単価の動向。ただしこれら単価の現場浸透の必要性や当面「働き方改革」への配慮、⑥賃金上昇率を上回って長期に上昇する消費者物価と実質賃金下降の回復、⑦企業物価上昇等、企業の経営収支変動の把握と労働分配率等の動向、これらを総合的に検討し、適正かつ公正な労働報酬下限額を設定する。

上記の基本事項に関する共通認識に基づき、直近の動向を検討し、加えて、①区の財政における歳入歳出の状況、②都内の他の自治体、特に他の特別区における公契約条例による労働報酬下限額設定の状況、③地域における中小企業経営の動向、④区民における公契約条例への認知度やその意識等を踏まえ、中期的な税・財政運営との適合性を考慮しつつ、具体的下限額を設定する。

2026 年度世田谷区公契約条例に係る労働報酬下限額に関する報告

1. 2026 年度労働報酬下限額設定に係る基礎的な経済動向

日本経済はデフレ(物価下落)から脱却したか否かについて、政府はいまだ明確な公式見解を示していない。「デフレ完全脱却」は、「賃上げを起点とした所得と生産性の向上」、「物価を上回る賃上げの中小企業・地方経済への波及」、「賃上げに支えられた消費の増加及び投資の拡大」など、いくつかの指標の実績を要件として認定することとされているが、これまでにデフレ脱却には触れられていない。2025 年 10 月 21 日発足した高市内閣もこの点に明確な言及はない。

ただ足元の日本経済における物価動向にはデフレ(物価下落)現象の対極である明確なインフレ現象を呈している。企業(卸売)物価指数の上昇率(対前年増加率)は、2021 年以降上昇し、'21 年 7.1%、'22 年 9.5%、'23 年 2.4%、'24 年 3.3%、'25 年も各月 2~4%水準での上昇が続いている。消費者物価指数の上昇率(総合消費者物価ベース、対前年増加率)も、'22 年 3.6%、'23 年 3.3%、'24 年 3.2%、'25 年の各月も 2~3%水準で上昇が続いている。企業物価及び消費者物価のいずれも、2013 年政府・日銀間の共同声明における消費者物価 2%の目標値を超えて推移している。総合物価指数である GDP デフレーターにおいても、2023 年では 4.1%、'24 年が 2.9%、'25 年も上昇中である。明らかにインフレ現象がある。

1970 年代前半期、1980 年代後期、1990 年代末等のインフレ現象に匹敵する現在の物価動向である。「デフレ完全脱却」の当否はさておき、いま直面する政策課題はインフレ動向に見合う勤労者生活及び企業経営への明確な物価上昇への対応策である。

本年年明け早々、日本はもとより世界経済は、トランプ政権による関税率引上の対応策に迫られた。アメリカによる関税率引き上げ決定前に、企業は積極的な在庫(積み増し)調整、価格と収益双方の可能な限りの抑制等、各種対抗策をとった。これら対応の結果、米国の関税引き上げの負の影響は当初予想より小幅な影響にとどまり、大きな景気後退は当面回避された。

しかし日本経済は金利調整策の余地が小さいうえ、コロナ・ショック時の財政散布、低金利と金融緩和策継続で供給された過剰通貨の未回収(残存)が重なり、円安が継続し、实体经济に沿わない物価押し上げが止まらない。物価上昇要因では円安の影響が大きい。国際交易指標における実質的円価値水準を示す「実質実効為替レート」(2020 年=100)は、2025 年 9 月が 71.5 にも下がった。この実質円価値水準は 1971 年 8 月に発生したいわゆるニクソン・ショック前の固定相場時代における円の対ドル価値、すなわち[1 ドル=360 円]時代の水準にまで下落している。ちなみにピークは 1995 年における 195.0 であった。今日、ピーク時の円価値の 36.7%にも下落している(内閣府「月例経済報告等に関する関

係閣僚会議資料」p.19 下図、2025 年 10 月 29 日による)。円安傾向は 1990 年代末期からの現象であるが、2013 年以降に始まったアベノ・ミクス以降、下落が顕著になっている。

インフレ進行下でも、デフレ脱却に慎重な政府政策のなか、物価上昇を上回る賃上げ実現とその経済・経営環境づくりを一地方自治体で進める努力の成果には限界がある。だが公契約条例に基づく共通認識を踏まえ、以下の状況を検討し、確認した。

- ① 全国最低賃金額は、2023 年に 1004 円で、前年比 43 円、4.47%、2024 年に 1055 円で、同じく 51 円、5.08%、2025 年が 1121 円で、同じく 66 円、6.26%とそれぞれ上昇した。政府の最賃目標額も 1500 円を視野に入れている。全国最賃と並び、東京都の最賃額も上昇し、2023 年に 1113 円、前年比 41 円、3.82%、2024 年に 1163 円、同じく 50 円、4.49%、2025 年が 1226 円、同じく 63 円、5.42%にそれぞれ上昇した。上昇率では全国上昇率より 1%弱低いが、賃金額水準は全国トップで、金額、率ともに上昇を続けた。
- ② 国家公務員高卒初任給も 2023 年に 166600 円、対前年比 12000 円、7.76%、2024 年に 188000 円、同じく 21400 円、12.85%、2025 年には 200300 円、同じく 12300 円、6.54%の上昇であった。特別区職員高卒初任給は、2023 年に 158100 円、対前年比 6000 円、3.94%、2024 年に 182000 円、同じく 23900 円、15.12%、2025 年は 200300 円、同じく 18300 円、10.05%のアップであった。特に‘25 年の特別区高卒初任給は、‘24 年の国家公務員高卒初任給 12.85%の 2 桁上昇を引き継ぎ、2 桁上昇となった。
- ③ 春闘による賃上げも、賃上げ率で 2023 年 3.58%、中小企業賃上げ率 3.23%、2024 年がそれぞれ 5.1%、4.45%、2025 年が同じく 5.25%、4.65%の上昇を維持した。‘25 年の賃上げのアップ率が鈍化したとはいえ 5 %水準で上昇を続けている。
- ④ 「公共工事設計労務単価(全職種加重平均額)」は、2023 年に 22227 円、対前年比 5.2%、2024 年 23600 円、同じく 5.9%、2025 年 24852 円、同じく 6.0%とそれぞれ上昇している。また、「建築保全業務労務単価(全職種加重平均額)」は、2023 年に 15603 円、対前年比で 5.0%、2024 年 16612 円、同じく 6.2%、2025 年に 18002 円、同じく 8.3%の上昇であった。保全業務労務単価の上昇テンポは 4 年連続で前年比超えで上昇している。
- ⑤ 消費者物価指数(持ち家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合)は、2022 年から対前年比で、3.6%、2023 年が 3.3%、2024 年が 3.2%と 3%を超える上昇が続き、2025 年もその水準が継続している。企業物価指数は 2021 年に対前年比 7.1%と急上昇し、2022 年も同じく 9.5%と、まさにインフレ現象を呈したが、2023 年に同じく 2.4%に下降し、2024 年に 3.3%とやや上昇テンポを上げ、2025 年も前年水準を継続している。
- ⑥ 賃金上昇が続き、また消費者物価、企業物価ともに上昇している中で、労働者の実質

賃金は、2020 年を基準(100)とすると、2021 年 100.6、2022 年 99.6、2023 年 97.1、2024 年 99.3 と、2020 年比で 3 年以上の長期にわたりマイナス傾向である。この傾向は 2025 年も引き継ぎ、国民経済の中枢をなす国民生活消費増大を基礎とする経済成長政策の狙いとは大きなずれを生じている。

世田谷区公契約条例による労働報酬下限額の設定の基礎的経済情勢の下、公契約の実施にあたっては、入札制度の改善等と併せ、並びに今後の担い手確保、公共施設運営に係る各種施設整備及び維持管理への改善等にも配慮すべき課題を抱え、今後ともに中長期にわたり、区民サービスへの貢献、地域経済活性化、就業者の「働き方改革」に連動した賃金・労働条件改善を伴う公共施設運営が求められている。その際、何よりも区民生活の持続可能性を担保できる担い手確保が基礎的要件になる。

これらの課題に向き合うにあたっては、建設工事にあっては元請企業労働者だけでなく、施工体制台帳記載の事業者及び就業者に関しても、「働き方改革」、酷暑負荷対応への種々の「労働安全配慮」を推進するとともに、労働及び社会保険に関する法令、建築業法等を順守するため、工事現場入場者の入場記録、就業・労働記録、賃金台帳への記帳・記録等、工事運営体制を整備・改善することが求められ、業務委託等にあっても労働報酬下限額が下請事業者にも浸透するよう業務遂行体制を整備することが求められる。

こうした観点から、2026 年度に向けた労働報酬下限額を検討したので、報告する。

2. 2026 年度世田谷区公契約条例にける労働報酬下限額

複雑かつ不透明な経済情勢の下、世田谷区公契約案件に係る就業者及び下請企業を含む多くの事業者が中長期にわたり安定した職業生活及び良好な事業運営を維持・継続し、区公契約事業が適切かつ安定的な運営となるよう、以下の下限額を設定する。世田谷区及び区議会をはじめ、区民の適切な理解を期待する。

(1) 建設工事に於ける労働報酬下限額について

建設工事における労働報酬下限額は国土交通省「公共工事設計労務単価」に関する東京都の「公共工事設計労務単価」を基準とする。

- ① 熟練技能労働者については東京都「公共工事各職設計労務単価」の 85%以上とする。
- ② 見習い・手元等未熟練労働者及び年金受給者など賃金調整労働者については、区内事業者の質的向上及び近年の初任給上昇、さらに新卒以外の若年入職者確保に向けて現時点から将来に向けた「担い手確保」、および「工事品質向上」をはかるために高齢労働者にも酷暑に伴う「気象変動負荷の増大」等を考慮し、東京都「公共工

事設計労務単価」の軽作業員の 80%以上とする。

(2) 業務委託における労働報酬下限額について

業務委託分野における入札・契約方法の改善、業務遂行の品質向上を図り、設定された労働報酬下限額の適切な執行を考慮し、以下の下限額を設定する。

- ① 同一労働同一賃金の観点から会計年度任用職員給与改善等を参考に設定された中期的処遇改善目標に照らし 2026 年度下限額を前年比 150 円(10.27%)引き上げ、1610 円とする。

以 上

【資料4-2】

令和7年度契約件数

※令和8年6月2日現在

種目	件数	うち下限額 対象件数	全件数に占める 下限額対象件数の割合	種目件数に占める 下限額対象件数の割合
建築	120	53	1.52%	44.17%
土木	97	63	1.80%	64.95%
設備	163	81	2.32%	49.69%
造園	27	7	0.20%	25.93%
工事合計	407	204	5.83%	50.12%
委託	2465	504	14.41%	20.45%
印刷	68	3	0.09%	4.41%
物品購入	302	30	0.86%	9.93%
測量・設計	131	28	0.80%	21.37%
売払	34	1	0.03%	2.94%
賃貸借	91	—	—	—
工事以外合計	3091	566	16.18%	18.31%
全件数	3498	770	22.01%	22.01%

※経理課又は教育総務課で事務処理を行うものに限る。

支出の原因となる契約

予定価格50万円超の契約

(総合支所の事務に係る予定価格80万円以下の 物品購入の契約等を除く。)

収入の原因となる契約

すべて

(予定価格200万未満の障害福祉サービス等の提供に係る契約を除く。)

令和7年度協定件数

	件数	うち下限額 対象件数	全件数に占める 下限額対象件数の割合
指定管理	54	37	68.52%

労働報酬下限額対象案件（内訳）

（令和7年度実績）

【工 事】 予定価格 3,000 万円以上

	種目	件数	総数
工 事	建築工事	53	204
	土木工事	63	
	設備工事	81	
	造園工事	7	

【工事以外】 予定価格 2,000 万円以上

	種目	件数	総数
委 託 等 工 事 以 外	建物清掃業務	3	565
	道路・公園・河川等清掃業務	6	
	施設管理業務	76	
	資源・ごみ等の収集運搬業務	24	
	運搬・車両運行業務	16	
	給食調理業務	30	
	その他（委託）	349	
	印刷業務	3	
	物品購入	30	
	測量・設計委託	28	
指定管理		37	

一部資料については
他の機関作成等の理由により
非公開とする。